

1. 屋外広告物の現状と課題、方針

(1) 松江市における屋外広告物の概況

松江市における屋外広告物の掲出については、松江市屋外広告物条例に基づき、自家用広告物の掲出であっても7㎡以内とする禁止地域と許可を得れば広告物が掲出できる許可地域に区分し、基準を定めています。

禁止地域としては、島根半島沿岸の大山隠岐国立公園、宍道湖北山県立自然公園（国立公園や自然公園の区域等）などの公園区域や文化財の周辺、閑静な住宅地（第一種低層住居専用地域）、高速道路や大橋川、剣先川、朝酌川周辺などを指定しています。

このうち、文化財の周辺や閑静な住宅地においては、比較的面積の小さな自家用広告物や電柱利用の広告物などが点在して見られます。海・山の良好な自然を有する地域では、屋外広告物の数はさらに少ない状況です。このような地域では屋外広告物が景観に与える影響が大きく、数が少なくても良好な景観の阻害要因となります。

許可地域は、禁止地域以外の市域全域を指定しています。そのうち、伝統美観保存区域や宍道湖景観形成区域等の景観計画重点区域、大手前通り景観形成区域は、景観保全型広告整備区域に指定しています。伝統美観保存区域は、松江市の代表的な景観として伝統的な町並みが保存されている区域で、屋外広告物の素材や色彩、形態等に配慮され、良好な景観形成に寄与している広告物も見られます。

しかし、同様の景観保全型広告整備区域でも宍道湖景観形成区域内は、宍道湖を望む美しい沿道景観が潤いと安らぎを与え、松江の玄関口として重要な役割を果たしていますが、主要幹線道路である国道9号や国道431号周辺には、多くの広告物が設置され、中には非自家用の違反広告物も見られます。これらが無秩序に乱立すると、良好な宍道湖景観を阻害することが懸念されます。

その他の許可地域では、市街地などにおいて、ビルの屋上、壁面を利用した屋外広告物が多数設置されています。特に、事業所、ホテル、飲食店などの商業施設が集積する松江駅周辺地域や自動車販売店、量販店、飲食店などが立地する国道9号沿線地域において顕著となっています。~~また、近年の傾向として屋外広告物自体が大型化・多様化しています。~~



市街地中心部の様子



商業店舗が連担する沿線の様子



国道9号沿線の様子



住宅地の広告物の様子



伝統的様式と調和した広告物の様子

近年の傾向として、屋外広告物の大きさや色彩、意匠において景観に配慮したものが増えている一方、大きく派手な屋外広告物も設置されており、二極化していること、また、屋外用のLEDディスプレイを使った屋外広告物が増えています。

| | |
|---|------------|
| ※ 本計画においては、河川及び道路の名称は一部省略し、以下のとおりの表記とします。 | |
| 《 河 川 》 | |
| 一級河川斐伊川水系〇〇川 | ⇒ 〇〇川 |
| 一級河川斐伊川水系宍道湖 | ⇒ 宍道湖 |
| 一級河川斐伊川水系中海 | ⇒ 中海 |
| 《 道 路 》 | |
| 中国横断自動車道尾道松江線 | ⇒ 尾道松江線 |
| 一般国道〇〇号 | ⇒ 国道〇〇号 |
| 主要地方道〇〇線 | ⇒ 主要地方道〇〇線 |
| 一般県道〇〇線 | ⇒ 県道〇〇線 |
| 松江市道〇〇線 | ⇒ 市道〇〇線 |

(4) 公衆に対する危害の防止にむけた課題・方針

公衆に対する危害の防止に関する現状と問題点・課題を踏まえて、以下のとおり基本的な方針を設定します。

| 公衆に対する危害の防止にむけた課題 |
|--|
| <p>屋外広告物の老朽化・破損などを原因として屋外広告物の落下・倒壊事故が全国的に発生しています。ひとたび事故が起きれば、市民の生命を脅かす重大な事故につながりかねません。屋外広告物による事故を未然に防ぐため、行政、広告主・広告業者、市民の連携により対策を講じていくことが求められます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 広告主や広告業者が定期的に屋外広告物の点検を行い、必要な修繕等を行うなど適切に管理していくことが求められます。 ■ 行政が屋外広告物の設置・管理状況を把握し、破損等が確認されれば、屋外広告物設置者等に対して安全対策に係る注意喚起を図るなど、適切な対応を図ることが必要です。 ■ 規模の大きな高い位置にある屋外広告物や道路上にある屋外広告物は万が一事故が生じれば、重大な事故になりかねません。専門性を有する管理者による適切な点検及び管理が求められます。 |
| 公衆に対する危害の防止にむけた基本的な方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 広告主・広告業者によって定期的な点検を義務付ける実施する <p>広告主・広告業者は設置する屋外広告物について破損等がないか定期的に点検することとします。広告主・広告業者は、その点検をまた、3年ごとの屋外広告物更新許可申請時に行い、は、広告主もしくは広告業者が屋外広告物の自己点検を実施し、点検結果を行政に報告することとしますを行います。</p> <p>行政は異常が確認できれば、速やかに修繕等を実施するよう指導を行い、危険性が高い場合は修繕されたか追跡調査を徹底します。</p> ■ 老朽化・破損した屋外広告物の監視・指導を行う <p>市民や広告主・広告業者、行政が連携し、老朽化・破損した屋外広告物のパトロール・監視活動に努め、行政は設置の停止や除却命令等の指導を行います。</p> ■ 有資格点検者による点検を義務付ける <p>屋外広告物の上端の位置が地上から 4m を超えるものについては、維持管理に必要な知識を有する者による点検を義務付けます。点検者に必要な要件（資格等）は、屋外広告士、一級建築士、二級建築士、第 1 種電気工事士、第 2 種電気工事士、第 1 種電気主任技術者、第 2 種電気主任技術者、第 3 種電気主任技術者、屋外広告業の事業者が公的目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者とします。</p> |

■ 有資格管理者の設置を義務付ける

~~高さ 4m を超える野立広告物、屋上広告物、突出広告物等屋外広告物の上端の位置が地上から 4m を超えるものについては、維持管理に関して必要な知識を有する者有資格管理者の設置を義務付けます。管理者に必要な資格等は、屋外広告士、一級建築士、二級建築士、第 1 種電気工事士、第 2 種電気工事士、第 1 種電気主任技術者、第 2 種電気主任技術者、第 3 種電気主任技術者、屋外広告業の事業者が公的目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者とします。松江市屋外広告業登録業者、業務主任者、屋外広告物講習会修了者（他都道府県、政令市、中核市が開催する講習会も含む）、一級建築士、二級建築士、職業能力開発促進法に基づく広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許所持者、技術検定合格者または職業訓練修了者とします。~~

3. 許可地域

許可地域は、屋外広告物を掲出する場合に、原則許可が必要となる地域です。

(1) 対象地域

許可地域は、禁止地域を除く松江市全域が対象です。

(2) 許可基準

許可地域内（景観保全型広告整備区域、広告物活用区域及び広告物協定地区を除く）での屋外広告物の許可基準は、以下のとおりです。

| 広告物・掲出物件の種類 | | 基準の項目 | 許可基準 (景観保全型広告整備区域等を除く許可地域) |
|-----------------------|-------------|--|---|
| 共通事項 | | | ・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること |
| 簡易 広 告 物 | ①貼り紙 | 大きさ | ・1枚1㎡以内 |
| | ②貼り札 | 大きさ | ・1枚0.3㎡以内 |
| | ③立看板 | 大きさ | ・縦2m、横1m以下 |
| | | 脚部の高さ | ・0.5m以下 |
| | ④旗及びのぼり | 大きさ | ・1枚1.5㎡以内 |
| | | その他 | ・車道及び歩道にはみ出さないこと |
| | ⑤置看板 | 大きさ | ・1面1㎡、合計2㎡以内 |
| | ⑥気球広告物 | 気球の高さ | ・地上から50m以下 |
| | | 気球の大きさ | ・直径3m以下 |
| | | 広告物の大きさ | ・幅1.5m、長さ15m以下 |
| ⑦広告幕 | 大きさ | ・1壁面合計20㎡以内 | |
| | 高さ | ・車道 地表から下端まで4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで2.5m以上 | |
| 一 般 広 告 物 | ⑧屋上広告物(※) | 大きさ | ・地表から上端まで51m以下 ・広告物の高さが建築物の高さの2/3以下、かつ10m以下 ・面積 1面100㎡、合計400㎡以内 ・このうち、非自家用広告物は1面20㎡、合計80㎡以内 |
| | | その他 | ・建築物の壁面をこえて外側に突き出さないこと ・1棟に1個まで ・主たる面を横長(縦/横 \leq 1)とすること |
| | ⑨直接表示広告物(※) | 大きさ | ・屋根・壁面の各面積の1/2以内 ・屋根・壁面の各面積が500㎡未満の場合20㎡以内 ・屋根・壁面の各面積が500㎡以上1,000㎡未満の場合 20+(壁面面積-500)×4%㎡以内 ・屋根・壁面の各面積が1,000㎡以上の場合 40+(壁面面積-1,000)×1%㎡以内 ・このうち、非自家用広告物は1壁面20㎡以内 |
| | ⑩突出広告物(※) | 大きさ | ・1壁面合計20㎡以内 |
| | | 道路境界線から突き出す高さ | ・車道 地表から下端まで4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで2.5m以上 |
| | | 道路境界線から突き出す長さ | ・0.6m以下 |
| | | その他 | ・建築物の上端から突き出さないこと |

| 広告物・掲出物件の種類 | | 基準の項目 | 許可基準 (景観保全型広告整備区域等を除く許可地域) |
|--|---|--|---|
| 一 般 廣 告 物 | ⑪-1 野立広告物 (※) (自家用広告物) | 大きさ | ・相互間距離 100m未満、1面 15㎡、合計 30㎡以内 ・相互間距離 100m以上、1面 15㎡、1個 30㎡以内 |
| | | 高さ | ・広告塔 地表から上端まで 10m以下 ・広告板 地表から上端まで 6m以下 |
| | ⑪-2 野立広告物 (※) (非自家用広告物) | 大きさ | ・1面 15㎡、合計 30㎡以内 (20cm以下で近接し上端下端を揃えるなど、一体的になっているものは、複数の表示板の面積が 1面 15㎡、合計 30㎡以内) |
| | | 高さ | ・広告塔 地表から上端まで 10m以下 ・広告板 地表から上端まで 6m以下 |
| | | 表示位置 | ・相互間距離 100m以上、かつ、国道及び鉄道からの距離 100m以上、 (地形等の理由により 100m以上離すことが困難な場合にあっては、可能な限り離すこと) |
| | ⑪-3 野立広告物 (※) (非自家用広告物のうち、案内用のもの) | 表示内容 | ・名称、距離、方向のみであること |
| | | 大きさ | ・1案内 1面 1㎡、合計 2㎡以内 ・集合広告物の場合は 1案内 1㎡、1面 5㎡、合計 10㎡以内 |
| | | 高さ | ・地表から上端まで 6m以下 |
| | | 表示位置 | ・相互間距離 50m以上 ・同一目的の広告は、相互間距離 200m以上 |
| | | 個数 | ・目的地から 5km以内に 4個以下 |
| | ⑫特殊装置広告物 | 大きさ等 | ・掲出方法により、それぞれの許可基準を満たすこと |
| | ⑬アーケード広告物 (※) | 大きさ | ・車道 2㎡以内 ・歩道 1㎡以内 |
| | | 高さ | ・車道 地表から下端まで 4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで 2.5m以上 |
| | ⑭アーチ広告物 (※) | 大きさ | ・30㎡以内 |
| | | 高さ | ・地表から下端まで 4.7m以上 |
| | | 位置 | ・幅員 20m未満の道路 |
| | ⑮電柱、街灯柱等広告物 (※) | 個数 | ・突出し 1本1個、巻付け 1本1個 |
| 大きさ | | ・突出し 縦 1.2m、横 0.45m以下 ・巻付け 縦 1.8m以下 | |
| 突出しの高さ | | ・車道 地表から下端まで 4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで 2.5m以上 | |
| 突出しの取り付け部分の長さ | | ・0.5m以下 | |
| その他 | | ・直塗りしないこと | |
| ⑯標識 広告物 | バス停留所 非照明式 | 大きさ | ・1面 0.25㎡以内 ・表示面の最下端部に設けること |
| | バス停留所 照明式 | 大きさ | ・表示面の広さの 1/3 以内 ・表示面の最下端部に設けること |
| ⑰自動販売機 | | | ・適用除外 (許可不要) |
| 総量規制 ⑦広告幕、⑧屋上広告物、⑨直接表示 広告物、⑩突出広告物の合計 | | 大きさ | ・1壁面の面積の 1/3 以内 |

(※) 屋上広告物、突出広告物、高さ4mを超える野立広告物等一般広告物の上端の位置が地上から4mを超えるものは、屋外広告物の維持管理に関する必要な知識を有する者による更新時の点検及び有資格管理者の設置が必要 (I-4213, 14 参照)

| 広告物・掲出物件の種類 | | 基準の項目 | 許可基準（伝統美観保存区域） | | |
|---|----------------|---------------|-----------------------------|---|---|
| | | | 塩見縄手地区 | 普門院外濠地区 | 城山内濠地区 |
| 簡易広告物 | ①貼り紙 | 大きさ | ・1枚1㎡以内 | | |
| | ②貼り札 | 大きさ | ・1枚0.3㎡以内 | | |
| | ③立看板 | 大きさ | ・縦2m、横1m以下 ・脚部の高さ0.5m以下 | | |
| | ④旗及びのぼり | 大きさ | ・1枚1.5㎡以内 | | |
| | | その他 | ・車道及び歩道にはみ出さないこと | | |
| | ⑤置看板 | 大きさ | ・1面1㎡、合計2㎡以内 | | |
| | ⑥気球広告物 ⑦広告幕 | | ・掲出不可 | | |
| 一般広告物 | ⑧屋上広告物（※） | 大きさ | ・掲出不可 | ・地表から上端まで12m以下 ・広告物の高さ2m以下 ・5㎡以内 | ・掲出不可 |
| | | その他 | | ・建築物の壁面を超えて外側にはみ出さないこと ・1棟に1個まで ・主たる面を横長（縦/横 ≤1）とすること | |
| | ⑨直接表示広告物（※） | 大きさ | ・5㎡以内 | | |
| | | 大きさ | ・伝統的様式を持つ壁面に直接広告文字を書き込まないこと | | |
| | ⑩突出広告物（※） | 表示位置 | ・掲出不可 | ・建築物の上端から突き出さないこと | ・建築物の上端から突き出さないこと ・町並みの美しい連続性に配慮すること |
| | | 個数 | | ・1壁面2個以下 | |
| | | 大きさ | | ・1壁面合計1.5㎡以内 | |
| | ⑪野立広告物（※） | 道路境界線から突き出す長さ | ・車道及び歩道にはみ出さないこと | | |
| | | 大きさ | ・1面2.5㎡、合計5㎡以内 | | ・掲出不可 |
| | 高さ | ・地表から上端まで6m以下 | | | |
| ⑫特殊装置広告物 ⑬アーケード広告物 ⑭アーチ広告物 ⑮電柱、街灯柱等広告物 ⑯標識広告物 ⑰自動販売機 | | ・掲出不可 | | | |

（※）屋上広告物、突出広告物、高さ4mを超える野立広告物等一般広告物の上端の位置が地上から4mを超えるものは、屋外広告物の維持管理に関する必要な知識を有する者による更新時の点検及び有資格管理者の設置が必要（I-1213, 14参照）

| 広告物・掲出物件の種類 | | 基準の項目 | 許可基準（宍道湖景観形成区域） |
|-------------------|-----------------|-------------------|--|
| 一般 広 告 物 | ⑨直接表示 広告物（※） | 大きさ | ・合計7㎡以内 |
| | ⑩突出広告 物（※） | 大きさ | ・合計7㎡以内 |
| | | 道路境界線から 突き出す高さ | ・車道 地表から下端まで4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで2.5m以上 |
| | | 道路境界線から 突き出す長さ | ・0.6m以下 |
| | | その他 | ・建築物の上端から突き出さないこと |
| | ⑪野立広告物 （※） | 大きさ | ・1面3.5㎡、合計7㎡以内 |
| | | 高さ | ・広告塔 地表から上端まで10m以下 ・広告板 地表から上端まで6m以下 |
| | | その他 | ・主要道路から眺望できる湖面や対岸の山並みを妨げないよう配慮すること （立地条件等によりやむを得ず設置する場合は、色彩・形態及び意匠を工夫し、 修景を行うなど宍道湖景観に配慮すること） |
| | ⑫特殊装置 広告物 | 大きさ等 | ・掲出方法により、それぞれの許可基準を満たすこと |
| | ⑬アーケード 広告物 | | ・掲出不可 |
| ⑭アーチ広 告物（※） | 大きさ | ・7㎡以内 | |
| | 高さ | ・地表から下端まで4.7m以上 | |
| | 位置 | ・幅員20m未満の道路 | |
| ⑮電柱、街灯 柱等広告物 | | ・掲出不可 | |
| ⑯標識広告物 | | ・掲出不可 | |
| ⑰自動販売機 | | ・許可不要（適用除外） | |

（※）屋上広告物、突出広告物、高さ4mを超える野立広告物等一般広告物の上端の位置が地上から4mを超えるものは、屋外広告物の維持管理に関する必要な知識を有する者による更新時の点検及び有資格管理者の設置が必要（I-1213, 14参照）

(3) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する広告物景観形成基準

北堀町景観形成区域内での屋外広告物の広告物景観形成基準は、以下のとおりです。

| 広告物・掲出物件の種類 | | 基準の項目 | 許可基準（北堀町景観形成区域） |
|--|-------------|--|--|
| 共 通 事 項 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・非自家用広告物の掲出不可（道標、案内図板等は除く） ・けばけばしい色彩は1表示面の1/2以下とすること ・色彩は落ち着いたものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること ・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること |
| 総 量 規 制 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・1敷地内の屋外広告物の合計面積が10㎡以内 |
| 簡 易 広 告 物 | ①貼り紙 | 大きさ | ・1枚1㎡以内 |
| | ②貼り札 | 大きさ | ・1枚0.3㎡以内 |
| | ③立看板 | 大きさ | <ul style="list-style-type: none"> ・縦2m、横1m以下 ・脚部の高さ0.5m以下 |
| | ④旗及びのぼり | 大きさ | ・1枚1.5㎡以内 |
| | | その他 | ・車道及び歩道にはみ出さないこと |
| | ⑤置看板 | 大きさ | ・1面1㎡、合計2㎡以内 |
| | ⑥気球広告物 | | ・掲出不可 |
| ⑦広告幕 | 大きさ | ・1壁面合計5㎡以内 | |
| | 高さ | <ul style="list-style-type: none"> ・車道 地表から下端まで4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで2.5m以上 | |
| 一 般 広 告 物 | ⑧屋上広告物（※） | 大きさ | <ul style="list-style-type: none"> ・地表から上端まで12m以下 ・広告物の高さ（支柱部分を含む）2m以下 ・1面5㎡以内 |
| | | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の壁面をこえて外側に突き出さないこと ・1棟に1個まで ・主たる面を横長（縦/横≤1）とすること |
| | ⑨直接表示広告物（※） | 大きさ | ・壁の各面積の1/3以内かつ7㎡以内 |
| | | その他 | ・屋根には表示しないこと |
| | ⑩突出広告物（※） | 大きさ | ・1壁面合計5㎡以内 |
| | | 高さ | ・12m以下 |
| | | 道路境界線から突き出す高さ、長さ | <ul style="list-style-type: none"> ・車道 地表から下端まで4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで2.5m以上 ・突き出す長さ0.6m以下 |
| | ⑪野立広告物（※） | その他 | ・建築物の上端から突き出さないこと |
| | | 大きさ | ・合計5㎡以内 |
| | | 高さ | ・地表から上端まで6m以下 |
| ⑫特殊装置広告物 ⑬アーケード広告物 ⑭アーチ広告物 ⑮電柱・街灯柱広告物 ⑯標識広告物 | | | ・掲出不可 |
| ⑰自動販売機 | | ・適用除外（許可不要） | |

（※）屋上広告物、突出広告物、高さ4mを超える野立広告物等一般広告物の上端の位置が地上から4mを超えるものは、屋外広告物の維持管理に関する必要な知識を有する者による更新時の点検及び有資格管理者の設置が必要（I-4213.14参照）

(3) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する広告物景観形成基準

清光院下景観形成区域内での屋外広告物の広告物景観形成基準は、以下のとおりです。

| 広告物・掲出物件の種類 | | 基準の項目 | 許可基準（清光院下景観形成区域） |
|--|-----------|--|--|
| 共通事項 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・非自家用広告物の掲出不可（道標、案内図板等は除く） ・けばけばしい色彩は1表示面の1/2以下とすること ・色彩は落ち着きのあるものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること ・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること |
| 総量規制 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・1敷地内の屋外広告物の合計面積が10㎡以内 |
| 簡易 広 告 物 | ①貼り紙 | 大きさ | ・1枚1㎡以内 |
| | ②貼り札 | 大きさ | ・1枚0.3㎡以内 |
| | ③立看板 | 大きさ | <ul style="list-style-type: none"> ・縦2m、横1m以下 ・脚部の高さ0.5m以下 |
| | ④旗及びのぼり | 大きさ | ・1枚1.5㎡以内 |
| | | その他 | ・車道及び歩道にはみ出さないこと |
| | ⑤置看板 | 大きさ | ・1面1㎡、合計2㎡以内 |
| | ⑥気球広告物 | | ・掲出不可 |
| ⑦広告幕 | 大きさ | ・1壁面合計5㎡以内 | |
| | 位置 | <ul style="list-style-type: none"> ・車道 地表から下端まで4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで2.5m以上 | |
| ⑧屋上広告物（※） | 大きさ | <ul style="list-style-type: none"> ・地表から上端まで12m以下 ・広告物の高さ（支柱部分を含む）2m以下 ・1面5㎡以内 | |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の壁面をこえて外側に突き出さないこと ・1棟に1個まで ・主たる面を横長（縦/横≤1）とすること | |
| ⑨直接表示広告物（※） | 大きさ | ・壁の各面積の1/3以内かつ7㎡以内 | |
| | その他 | ・屋根には表示しないこと | |
| 一 般 広 告 物 | ⑩突出広告物（※） | 大きさ | ・1壁面合計5㎡以内 |
| | ⑩突出広告物（※） | 高さ | ・12m以下 |
| | | 道路境界線から突き出す高さ、長さ | <ul style="list-style-type: none"> ・車道 地表から下端まで4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで2.5m以上 ・突き出す長さ0.6m以下 |
| | | その他 | ・建築物の上端から突き出さないこと |
| ⑪野立広告物（※） | 大きさ | ・合計5㎡以内 | |
| | 高さ | ・地表から上端まで6m以下 | |
| ⑫特殊装置広告物 ⑬アーケード広告物 ⑭アーチ広告物 ⑮電柱・街灯柱広告物 ⑯標識広告物 | | ・掲出不可 | |
| ⑰自動販売機 | | ・適用除外（許可不要） | |

（※）屋上広告物、突出広告物、高さ4mを超える野立広告物等一般広告物の上端の位置が地上から4mを超えるものは、屋外広告物の維持管理に関する必要な知識を有する者による更新時の点検及び有資格管理者の設置が必要（I-4213, 14参照）

(3) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する広告物景観形成基準

北殿町惣門橋通り景観形成区域内での屋外広告物の広告物景観形成基準は、以下のとおりです。

| 広告物・掲出物件の種類 | | 基準の項目 | 許可基準（北殿町惣門橋通り景観形成区域） |
|---|-------------|------------------|---|
| 共 通 事 項 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・非自家用広告物の掲出不可 ・けばけばしい色彩は1表示面の1/2以下とすること ・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること |
| 総 量 規 制 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・1敷地内の屋外広告物の合計面積が30㎡以内 ・同一壁面において⑦広告幕⑧屋上広告物⑨直接表示広告物⑩突出広告物のうち2種類以上表示されている場合、合計面積が1壁面の1/3以内 |
| 簡 易 広 告 物 | ①貼り紙 | 大きさ | ・1枚1㎡以内 |
| | ②貼り札 | 大きさ | ・1枚0.3㎡以内 |
| | ③立看板 | 大きさ | <ul style="list-style-type: none"> ・縦2m、横1m以下 ・脚部の高さ0.5m以下 |
| | ④旗及びのぼり | 大きさ | ・1枚1.5㎡以内 |
| | | その他 | ・車道及び歩道にはみ出さないこと |
| | ⑤置看板 | 大きさ | ・1面1㎡、合計2㎡以内 |
| | ⑥気球広告物 | 気球の高さ | ・地上から50m以下 |
| | | 気球の大きさ | ・直径3m以下 |
| | | 広告物の大きさ | ・幅1.5m、長さ15m以下 |
| | ⑦広告幕 | 大きさ | ・1壁面合計20㎡以内 |
| 位置 | | ・車道及び歩道にはみ出さないこと | |
| 一 般 広 告 物 | ⑧屋上広告物（※） | 大きさ | <ul style="list-style-type: none"> ・地表から上端まで12m以下又は20m以下（地区計画制限事項に適合すること） ・広告物の高さ（支柱部分を含む）が建築物の高さの1/3以下 ・1面20㎡以内 |
| | | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の壁面をこえて外側に突き出さないこと ・1棟に1個まで ・主たる面を横長（縦/横\leq1）とすること |
| | ⑨直接表示広告物（※） | 大きさ | <ul style="list-style-type: none"> ・屋根・壁面の各面積の1/2以内 ・屋根・壁面の各面積が500㎡未満の場合20㎡以内 ・屋根・壁面の各面積が500㎡以上1,000㎡未満の場合20+（壁面面積-500）×4%㎡以内 ・屋根・壁面の各面積が1,000㎡以上の場合40+（壁面面積-1,000）×1%㎡以内 |
| | | その他 | ・勾配屋根に表示しないこと |
| | ⑩突出広告物（※） | 大きさ | ・1壁面合計20㎡以内 |
| | | 位置 | ・車道及び歩道にはみ出さないこと |
| | | 高さ | ・12m以下又は20m以下（地区計画制限事項に適合すること） |
| | | その他 | ・建築物の上端から突き出さないこと |
| | ⑪野立広告物 | 大きさ | ・1面0.5㎡、合計1㎡以内 |
| | | 高さ | ・上端まで3m以下 |
| ⑫特殊装置広告物 ⑬アーケード広告物 ⑭アーチ広告物 ⑮電柱、街灯柱等広告物 ⑯標識広告物 | | ・掲出不可 | |
| ⑰自動販売機 | | ・適用除外（許可不要） | |

（※）屋上広告物、突出広告物、高さ4mを超える野立広告物等一般広告物の上端の位置が地上から4mを超えるものは、屋外広告物の維持管理に関する必要な知識を有する者による更新時の点検及び有資格管理者の設置が必要（I-1213, 14参照）

(3) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する広告物景観形成基準

石橋一区景観形成区域内での屋外広告物の広告物景観形成基準は、以下のとおりです。

| 広告物・掲出物件の種類 | | 基準の項目 | 許可基準（石橋一区景観形成区域） |
|--|-------------|--|--|
| 共通事項 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・非自家用広告物の掲出不可（道標、案内図板等は除く） ・けばけばしい色彩は1表示面の1/2以下とすること ・色彩は落ち着きのあるものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること ・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること |
| 総量規制 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・1敷地内の屋外広告物の合計面積が10㎡以内 |
| 簡易 広 告 物 | ①貼り紙 | 大きさ | ・1枚1㎡以内 |
| | ②貼り札 | 大きさ | ・1枚0.3㎡以内 |
| | ③立看板 | 大きさ | <ul style="list-style-type: none"> ・縦2m、横1m以下 ・脚部の高さ0.5m以下 |
| | ④旗及びのぼり | 大きさ | ・1枚1.5㎡以内 |
| | | その他 | ・車道及び歩道にはみ出さないこと |
| | ⑤置看板 | 大きさ | ・1面1㎡、合計2㎡以内 |
| | ⑥気球広告物 | | ・掲出不可 |
| ⑦広告幕 | 大きさ | ・1壁面合計5㎡以内 | |
| | 高さ | <ul style="list-style-type: none"> ・車道 地表から下端まで4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで2.5m以上 | |
| 一 般 広 告 物 | ⑧屋上広告物（※） | 大きさ | <ul style="list-style-type: none"> ・地表から上端まで12m以下 ・広告物の高さ（支柱部分を含む）2m以下 ・1面5㎡以内 |
| | | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の壁面をこえて外側に突き出さないこと ・1棟に1個まで ・主たる面を横長（縦/横≤1）とすること ・最上階の屋根には設置しないこと |
| | ⑨直接表示広告物（※） | 大きさ | ・壁の各面積の1/3以内かつ7㎡以内 |
| | | その他 | ・屋根には表示しないこと |
| | ⑩突出広告物（※） | 大きさ | ・1壁面合計5㎡以内 |
| | | 高さ | ・12m以下 |
| | | 道路境界線から突き出す高さ、長さ | <ul style="list-style-type: none"> ・車道 地表から下端まで4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで2.5m以上 ・突き出す長さ0.6m以下 |
| | ⑪野立広告物（※） | その他 | ・建築物の上端から突き出さないこと |
| | | 大きさ | ・合計5㎡以内 |
| | | 高さ | ・地表から上端まで6m以下 |
| ⑫特殊装置広告物 ⑬アーケード広告物 ⑭アーチ広告物 ⑮電柱・街灯柱広告物 ⑯標識広告物 | | | ・掲出不可 |
| ⑰自動販売機 | | ・適用除外（許可不要） | |

（※）屋上広告物、突出広告物、高さ4mを超える野立広告物等一般広告物の上端の位置が地上から4mを超えるものは、屋外広告物の維持管理に関する必要な知識を有する者による更新時の点検及び有資格管理者の設置が必要（I-1213, 14参照）

| 広告物・掲出物件の種類 | | 基準の項目 | 許可基準（内中原町景観形成区域） |
|-------------------|----------------------------------|---------------|--|
| 一般 広 告 物 | ⑫特殊装置広告物 ⑬アーケード広告物 ⑭アーチ広告物 | | ・掲出不可 |
| | ⑮電柱、街灯柱等広告物 (※) | 個数 | ・突出し 1本1個、 巻付け 1本1個 |
| | | 大きさ | ・突出し 縦1.2m、横0.45m以下 ・巻付け 縦1.8m以下 |
| | | 突出しの高さ | ・車道 地表から下端まで4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで2.5m以上 |
| | | 突出しの取り付け部分の長さ | ・0.5m以下 |
| | | その他 | ・直塗りしないこと |
| | ⑯標識広告物 | | ・掲出不可 |
| ⑰自動販売機 | | ・適用除外（許可不要） | |

(※) 屋上広告物、突出広告物、高さ4mを超える野立広告物等一般広告物の上端の位置が地上から4mを超えるものは、屋外広告物の維持管理に関する必要な知識を有する者による更新時の点検及び有資格管理者の設置が必要（I-1213, 14参照）

（４）適用除外基準及び許可申請

第Ⅲ章 1.（２）「適用除外について」表中①～⑤の広告物のほか、内中原町景観形成区域に許可不要で掲出することができる広告物は以下のとおりです。

| 区分 | 基準の項目 | 適用除外基準（内中原町景観形成区域） | 許可申請 |
|-----------------------|-------|---------------------------------------|-------------|
| ⑥ 交通規制看板 | 大きさ | ・許可地域の基準に適合すること | 不要 |
| ⑦ 公共団体等の 広告物 | 眺望保全 | ・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること | 不要 (要協議) |
| ⑧ 営利を目的とし ない広告物 | 大きさ | ・広告物景観形成基準に適合すること | 不要 (要協議) |
| | 眺望保全 | ・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること | |
| ⑨ 管理用広告物 | 大きさ | ・1管理用地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計5㎡以内 | 不要 |
| | 色彩 | ・色彩は、落ち着きのあるものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること | |
| | 眺望保全 | ・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること | |
| ⑩ 自家用広告物 | 大きさ | ・1敷地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計7㎡以内 | 不要 |
| | 色彩 | ・色彩は、落ち着きのあるものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること | |
| | 眺望保全 | ・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること | |
| 自動販売機 | — | ・適用除外 | 不要 |

(3) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する広告物景観形成基準

大手前通り景観形成区域内での屋外広告物の広告物景観形成基準は、以下のとおりです。

| 広告物・掲出物件の種類 | | 基準の項目 | 許可基準（大手前通り景観形成区域） |
|---|-------------|------------------|---|
| 共 通 事 項 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・非自家用広告物の掲出不可 ・けばけばしい色彩は1表示面の1/2以下とすること ・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること |
| 総 量 規 制 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・1敷地内の屋外広告物の合計面積が30㎡以内 ・同一壁面において⑦広告幕⑧屋上広告物⑨直接表示広告物⑩突出広告物のうち2種類以上表示されている場合、合計面積が1壁面の1/3以内 |
| 簡 易 広 告 物 | ①貼り紙 | 大きさ | ・1枚1㎡以内 |
| | ②貼り札 | 大きさ | ・1枚0.3㎡以内 |
| | ③立看板 | 大きさ | <ul style="list-style-type: none"> ・縦2m、横1m以下 ・脚部の高さ0.5m以下 |
| | ④旗及びのぼり | 大きさ | ・1枚1.5㎡以内 |
| | | その他 | ・車道及び歩道にはみ出さないこと |
| | ⑤置看板 | 大きさ | ・1面1㎡、合計2㎡以内 |
| | ⑥気球広告物 | 気球の高さ | ・地上から50m以下 |
| 気球の大きさ | | ・直径3m以下 | |
| 広告物の大きさ | | ・幅1.5m、長さ15m以下 | |
| ⑦広告幕 | 大きさ | ・1壁面合計20㎡以内 | |
| | 位置 | ・車道及び歩道にはみ出さないこと | |
| 一 般 広 告 物 | ⑧屋上広告物（※） | 大きさ | <ul style="list-style-type: none"> ・地表から上端まで12m以下又は20m以下（地区計画制限事項に適合すること） ・広告物の高さ（支柱部分を含む）が建築物の高さの1/3以下 ・1面20㎡以内 |
| | | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の壁面をこえて外側に突き出さないこと ・1棟に1個まで ・主たる面を横長（縦/横\leq1）とすること |
| | ⑨直接表示広告物（※） | 大きさ | <ul style="list-style-type: none"> ・屋根・壁面の各面積の1/2以内 ・屋根・壁面の各面積が500㎡未満の場合20㎡以内 ・屋根・壁面の各面積が500㎡以上1,000㎡未満の場合20+（壁面面積-500）\times4%㎡以内 ・屋根・壁面の各面積が1,000㎡以上の場合40+（壁面面積-1,000）\times1%㎡以内 |
| | | その他 | ・勾配屋根に表示しないこと |
| | ⑩突出広告物（※） | 大きさ | ・1壁面合計20㎡以内 |
| | | 位置 | ・車道及び歩道にはみ出さないこと |
| | | 高さ | ・12m以下又は20m以下（地区計画制限事項に適合すること） |
| | ⑪野立広告物 | その他 | ・建築物の上端から突き出さないこと |
| | | 大きさ | ・1面0.5㎡、合計1㎡以内 |
| | | 高さ | ・上端まで3m以下 |
| ⑫特殊装置広告物 ⑬アーケード広告物 ⑭アーチ広告物 ⑮電柱、街灯柱等広告物 ⑯標識広告物 | | ・掲出不可 | |
| ⑰自動販売機 | | ・適用除外（許可不要） | |

（※）屋上広告物、突出広告物、高さ4mを超える野立広告物等一般広告物の上端の位置が地上から4mを超えるものは、屋外広告物の維持管理に関する必要な知識を有する者による更新時の点検及び有資格管理者の設置が必要（I-4213, 14参照）

| 広告物・掲出物件の種類 | | 基準の項目 | 許可基準 | |
|-------------------|--|--|---|--|
| | | | 国道9号沿線活用地区 | 松江駅周辺活用地区 |
| 一般 広 告 物 | ⑪-1 野立広告物(※) (自家用広告物) | 大きさ 高さ等 | <ul style="list-style-type: none"> ・1敷地内総面積 60㎡以内 ・高さ 地表から上端まで 【10mを超え 15m以下の場合】 ・個数：1個 ・面積：1面 25㎡、合計 50㎡以内 【10m以下の場合】 ・面積：1面 15㎡、合計 30㎡以内 | <ul style="list-style-type: none"> ・1敷地内総面積 30㎡以内(ただし、複合の場合は、40㎡以内) ・高さ 地表から上端まで 10m以下 ・面積 1面 15㎡、合計 30㎡以内(ただし、複合の場合は、地表から上端までの高さ 15m以下、面積 1面 20㎡、合計 40㎡以内、1敷地内総面積 40㎡以内) |
| | ⑪-2 野立広告物(※) (非自家用広告物) | 大きさ | <ul style="list-style-type: none"> ・1面 15㎡、合計 30㎡以内(ただし、20cm以下で近接し上端下端を揃えるなど、一体的になっているものは、複数の表示板の面積が1面 15㎡、合計 30㎡以内) | |
| | | 表示位置 | <ul style="list-style-type: none"> ・相互間距離 100m以上 ・国道及び鉄道からの距離 100m以上。 (ただし、地形等の理由により 100m以上離すことが困難な場合にあっては、可能な限り離すこと) | |
| | | 高さ | <ul style="list-style-type: none"> ・広告塔 地表から上端まで 10m以下 ・広告板 地表から上端まで 6m以下 | |
| | ⑪-3 野立広告物(※) (非自家用広告物のうち、案内用のもの) | 表示内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・名称、距離、方向のみであること | |
| | | 大きさ | <ul style="list-style-type: none"> ・1案内 1㎡、合計 2㎡以内 ・集合広告物の場合は1案内 1㎡、1面 5㎡、合計 10㎡以内 | |
| | | 高さ | <ul style="list-style-type: none"> ・地表から上端まで 6m以下 | |
| | | 表示位置 | <ul style="list-style-type: none"> ・相互間距離 50m以上 ・同一目的の広告は、相互間距離 200m以上 | |
| | | 個数 | <ul style="list-style-type: none"> ・目的地から 5km以内に 4個以下 | |
| | ⑫特殊装置広告物 | 大きさ 表示方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・掲出方法により、それぞれの許可基準を満たすこと | |
| | ⑬アーケード広告物(※) | 大きさ | <ul style="list-style-type: none"> ・車道 2㎡以内 ・歩道 1㎡以内 | |
| | | 高さ | <ul style="list-style-type: none"> ・車道 地表から下端まで 4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで 2.5m以上 | |
| | ⑭アーチ広告物(※) | 大きさ | <ul style="list-style-type: none"> ・30㎡以内 | |
| | | 高さ | <ul style="list-style-type: none"> ・地表から下端まで 4.7m以上 | |
| | | 位置 | <ul style="list-style-type: none"> ・幅員 20m未満の道路 | |
| ⑮電柱、街灯柱等広告物(※) | 個数 | <ul style="list-style-type: none"> ・突出し 1本1個、巻付け 1本1個 | | |
| | 大きさ | <ul style="list-style-type: none"> ・突出し 縦 1.2m、横 0.45m以下 ・巻付け 縦 1.8m以下 | | |
| | 突出しの高さ | <ul style="list-style-type: none"> ・車道 地表から下端まで 4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで 2.5m以上 | | |
| | 突き出しの取り付け部分の長さ | <ul style="list-style-type: none"> ・0.5m以下 | | |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・直塗りしないこと | | |

| 広告物・掲出物件の種類 | | | 基準の項目 | 許可基準 | |
|-------------|-------------|---------------|-------|--|-----------|
| | | | | 国道9号沿線活用地区 | 松江駅周辺活用地区 |
| 一般広告物 | ⑯ 標識 広告物 | バス停留所 非照明式 | 大きさ | <ul style="list-style-type: none"> ・1面0.25㎡以内 ・表示面の最下端部に設けること | |
| | | バス停留所 照明式 | 大きさ | <ul style="list-style-type: none"> ・表示面の広さの1/3以内 ・表示面の最下端部に設けること | |
| | ⑰ 自動販売機 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・適用除外（許可不要） | |

(※) 屋上広告物、突出広告物、高さ4mを超える野立広告物等一般広告物の上端の位置が地上から4mを超えるものは、屋外広告物の維持管理に関する必要な知識を有する者による更新時の点検及び有資格管理者の設置が必要（I-1213、14参照）

（4）適用除外基準

第Ⅲ章1.（2）「適用除外について」表中①～⑤の広告物のほか、広告物活用区域に許可不要で掲出することができる広告物は、以下のとおりです。

| 区分 | 基準の項目 | 適用除外基準（広告物活用区域） |
|-----------------------|-------|----------------------------------|
| ⑥ 交通規制看板 | 大きさ | ・許可地域の基準に適合すること |
| ⑦ 公共団体等の 広告物 | 眺望保全 | ・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること（要協議） |
| ⑧ 営利を目的と しない広告物 | 大きさ | ・許可地域の基準に適合すること（要協議） |
| | 眺望保全 | ・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること |
| ⑨ 管理用広告物 | 大きさ | ・1管理用地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が10㎡以内 |
| | 眺望保全 | ・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること |
| ⑩ 自家用広告物 | 大きさ | ・1敷地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が10㎡以内 |
| | 眺望保全 | ・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること |
| 自動販売機 | — | ・適用除外 |

1. 違反広告物対策について

松江市における屋外広告物の現状や課題、方針については前章までに述べたとおりですが、安全で良好な屋外広告物を掲出し、より良い景観形成を図っていくためには違反広告物への対策が不可欠です。

違反広告物には、例えば次のようなものがあります。

- ・許可が必要な広告物であるにもかかわらず許可を受けずに掲出しているもの
- ・禁止物件又は禁止広告物の規定に違反しているもの
- ・禁止地域、許可地域、景観保全型広告整備区域、広告物活用区域、広告物協定地区及び眺望保全区域の基準に違反しているもの
- ・管理義務、管理者設置義務、**点検義務**、許可表示義務、届出義務に違反しているもの
- ・除却義務に違反しているもの

違反広告物対策としては、まずは屋外広告物を適切に掲出し、良好な状態を維持・管理していくことが基本となります。このことが違反広告物発生の未然防止に繋がります。それでもなお現存する違反広告物については、その設置者に対し罰則等を定め対処していくことが求められます。

(1) 屋外広告物の適正な掲出（設置者の義務）について

屋外広告物が適正に掲出されるためには、一定のルールが必要です。そこで、次表のとおり屋外広告物を表示又は掲出する者（設置者）に対して義務を付し、屋外広告物の適正な掲出、維持・管理が行われるようにします。

[屋外広告物を表示又は掲出する者（設置者）に付する義務]

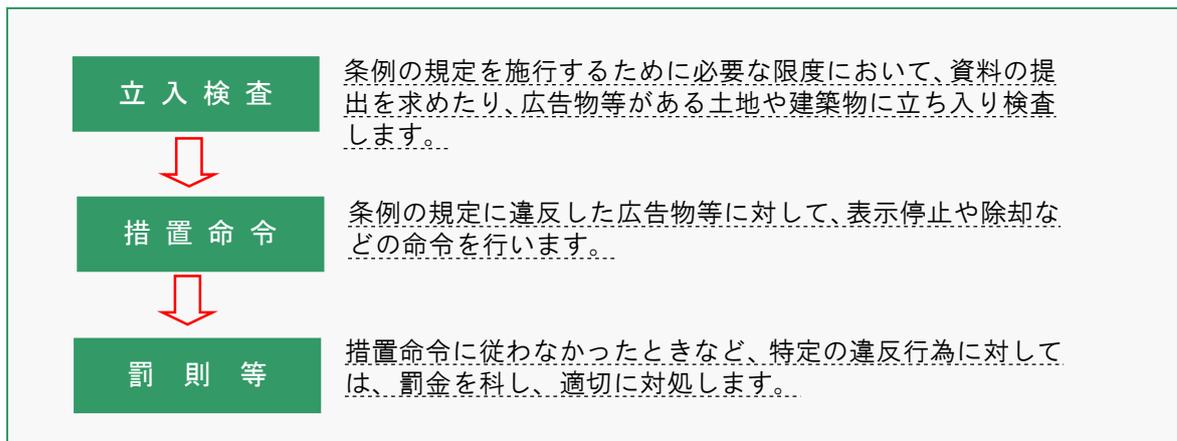
| | | |
|-------------------------------------|---------|--|
| 管理義務 ○景観・風致の維持 ○機能保持 ○安全確保 | | <p>屋外広告物は、年月の経過に伴い劣化していくため、補修やその他必要な管理を行わなければなりません。このため、広告物の設置者又は管理者には、広告物を常に良好な状態に保持しなければならないこととする管理義務を付します。広告物の良好な状態とは、表示又は掲出した広告物が当初の状態や機能を損なうことなく保持されている状態をいいます。</p> <p>※) 第II章 物的方針の「1. 禁止広告物」では、基本的な考え方において、“適切な維持・管理が行われることを原則とする”としており、許可を要する、要しないの如何にかかわらず、全ての屋外広告物を対象としています。管理義務を怠ることなどによって、禁止広告物に該当する物件となった場合には直ちに撤去しなければなりません。</p> |
| | 許可申請義務 | <p>許可が必要な屋外広告物は、許可基準に照らして、その適合性を審査する必要があるため、屋外広告物を表示又は掲出する者に対しては許可申請の義務（所定様式による申請書の提出等）を付します。許可申請は新規、変更及び更新の際に行うこととします。</p> |
| 許可を要する屋外広告物 | 管理者設置義務 | <p>許可広告物を安全かつ適正に管理するため、屋外広告物を表示又は設置する者に管理者設置の義務を付します。屋上・突出広告物や一定規模以上の野立広告物等高所にある屋外広告物については、屋外広告物の維持管理塗装や構造などに関する必要な専門知識を有する管理者を設置することとします。</p> |
| | 点検義務 | <p>許可広告物を安全かつ適正に維持するため、屋外広告物を表示又は設置する者は、本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検し、点検結果を更新申請に添付し報告する義務を付します。高所にある屋外広告物等については、屋外広告物の維持管理に関する必要な知識を有する者による点検を行うこととします。</p> |
| | 許可表示 | <p>松江市屋外広告物条例に基づき許可を受けて表示又は掲出する屋外広告物については、許可済みであることが一見して確認できる必要があるため、許可を受けたものは指定する様式に従った許可表示等を行う義務を付します。</p> |
| | 除却義務 | <p>屋外広告物の違法放置を防止するため、更新許可申請を行わず、許可期間が満了したもの、若しくは、許可が取り消されたもの、又は、設置の必要がなくなったものについては、それを遅滞なく除却する義務を付します。</p> |
| | 届出義務 | <p>許可広告物の存在状況とその管理者を的確に把握し、必要に応じて適切な指導・監督等を行うため、設置者又は管理者に変更（氏名、名称又は住所）が生じた場合や許可広告物を除却又は滅失した場合において、届出を行う義務を付します。</p> |

(2) 違反に対する措置と罰則について

違反広告物対策として、設置者や管理者に対する管理・運用等に関する義務を付し、第一義的にその発生の未然防止に努めますが、それでもなお現存する違反広告物については、設置者や管理者に対して是正措置を命じます。さらに、命令に応じない場合には屋外広告物法に基づく罰則規定等を定めて適切に対処し、良好な景観形成と風致の維持、公衆に対する安全の確保を図ることとします。

違反に対しては次のとおり対応します。

[違反に対する措置等]



① 立入検査

松江市屋外広告物条例の施行に必要な限度において、広告物を表示する者、若しくは掲出物件を設置する者又はその管理者に対して、報告や資料の提出を求めたり、広告物等がある土地や建物に立ち入り検査したりします。これを拒んだり、虚偽の報告をしたりした場合には罰則の対象となります。

③ 罰則等

措置命令に従わなかったときや特定の違反行為に対しては、罰則等の規程を定めて、直接又は間接的に違反広告物への対応を図ります。

[罰則等の内容]

違反広告物への直接的な対応（代執行による除却）

除却命令に従わなかった（違反した）場合、義務を負う者に代わって、松江市自ら又は委託した者等が代執行により、除却の措置を直接講じます。また、代執行により除却した違反広告物は以下の 1)～6)の順に段階を追って適切に処理します。1)～6)の流れ図を次頁に示します。）

- 1) 除 却：除却命令に従わなかった場合、代執行により除却します。ここで、広告主等が不明な場合には、除却することを公告した上で、代執行を行います。また、簡易広告物については簡易除却を行います。
- 2) 保 管：広告主等が不明で除却したものや、はり紙以外の簡易除却したものについては、適切に保管することとします。
- 3) 公 示：保管した広告物等については所有者等に返還するため、適切に公示することとします。
- 4) 売 却：保管した広告物等が一定の期間を経過しても返還することが出来ない場合で、広告物等の価額と比べて、保管に不相当な費用等を要する場合には、売却してその代金を保管することとします。
- 5) 廃 棄：保管した広告物等の価額が著しく低い場合や、売却について買受人がない場合には廃棄することとします。
- 6) 帰属等：公示から 6 ヶ月経過しても保管した広告物等や売却した代金を返還することが出来ない場合にはその所有権は島根県に帰属することとします。また、除却・保管・公示・売却等に要した費用は広告物等の所有者に負担させることとします。

違反広告物への間接的な対応（罰金）

特定の違反行為に対しては、罰金を科すことを条例で定め、設置者に対して義務の履行を促すものとし、以下に該当するものをその対象とします。

- ・措置命令に違反したとき
- ・許可申請義務、地域基準や物的規定に違反して広告物等を表示又は掲出したとき
- ・~~管理等義務（管理義務、管理者設置義務、許可表示義務、除却義務、届出義務）~~に違反して広告物等を表示又は掲出したとき
- ・市長からの報告や資料提出の要求に応じず、若しくは虚偽の報告をし、立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

また、法人の業務等に関して違反行為を行った場合には行為者を罰するほか、その法人等についても罰金刑を科すこととします。